

差別を許さない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）案（中間案）
に対する自由民主党意見

| 該当箇所 | 意見 |
|-------------------------|--|
| 「条例の題名」及び「全般」関係 | <p>第2条に規定する用語の定義に照らすと、「不当な差別」や「人権侵害行為」を含むより広い概念である「人権問題」で表記することで十分であると考えているが、中間案全体を通して「不当な差別その他の人権問題」との表現を用いることによって、条例の題名に対する津市の意見である「差別のない」の文言を追加することで人権を尊重することが、狭義的なものや限定的な行為などに捉えられかねないことを懸念する」ことになると感じる。</p> <p>題名の再考と、中間案にある「不当な差別その他の人権問題」を単に「人権問題」とすることを提案する。</p> |
| 「条例の題名」関係 | <p>「差別のない」から「差別を許さない」への変更は、津市の意見と逆の方向ではないかと気になる。</p> <p>差別を許す、許さない、というような差別する側、される側の対立構造にするべきではない。</p> <p>線を引いたり、溝を深めたりすることが差別の本質であり、包含する姿勢が大事であると考えている。</p> |
| 「第2条（定義）」関係 | <p>「人権侵害行為」の定義について、国の人権委員会設置法案と同様の解釈をしている、ということだが、それならば、その文言をそのまま変更せずに定義とするべきである。</p> <p>財産権を含むことが適切でない部分については財産権を除外することを明記してはどうか。</p> |
| 「第8条（特定電気通信役務提供者の責務）」関係 | <p>第2項にある「情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする」との規定は、プロバイダ責任制限法を超え事業者の経済活動を過大に制限する恐れがあるため、努力規定としてはどうか。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>「第3章（不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備）」及び「第2条（定義）」関係</p> | <p>県としてどこまでできるのか。できないことを義務付けるべきではない。</p> <p>国の制度や司法との整理はできているのか。金銭、騒音、日照などのトラブルを県が受け付けることになるのか。</p> <p>人権問題の定義に国際的な問題を含むとあり、主権国家が解決すべき事柄にまで介入するのか。</p> <p>問題を広げすぎると実効性のない条例となり、限りある行政資源の無駄遣いにならないか心配である。</p> |
| <p>「第18条（三重県差別解消調整委員会）」関係</p> | <p>中間案を通じて、調整委員会が暴走すること（例えば、議論が過激になった場合や、申立てを受けた相手方などが逆に不当な差別を受ける恐れがあるなど）を抑止する規定が設けられていないことを危惧する。環境生活部の意見にあるように「日本国憲法の保障する基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」旨の内容を確認的に条例に盛り込むべきではないか。調整委員会のメンバーは知事が選定するなか、調整委員会の諮問を受けた知事に抑止力が働くとは考えにくい。</p> |
| <p>「第19条（人権教育及び人権啓発）」関係</p> | <p>これまでも人権教育や人権啓発はなされてきた。それをより良いものにするために、もう少し具体化してはどうか。</p> <p>たとえば、</p> <p>なぜ差別が発生するのかにまで踏み込んで啓発するとか</p> <p>前文にある世界人権宣言が県民の間できちんと共有できるようにする、など。</p> |
| <p>「第24条（災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等）」関係</p> | <p>中間案を厳格に踏まえると、災害発生時の行方不明者の氏名公表が過度に制限される恐れがある。「救命救助に必要な場合を除く」規定を盛り込んではどうか。</p> |